

令和6年5月22日

保護者の皆様へ

那覇市教育委員会
学校教育課長
(公印省略)

令和6年度における定期健康診断の実施方法について（通知）

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、文部科学省からプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のため、定期健康診断時には原則下着着用とする通知がありました。本市においても通知に基づき令和6年度の定期健康診断は下着着用で実施とすることといたします。

診察時の服装については、小学校は体育着またはゆとりのある色付きの T シャツ等を着用、中学校は体育着またはジャージの着用とします。

ただし、下着がタンクトップなど身体を覆う部分が多い場合、現場の医師が診察上必要と判断した際は、上着の裾を上げ服の中に手を入れて聴診器を当てることや、脊柱側弯症の診察の為、上着をめくって背中への視触診をすることもあります。

ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

また、特に視触診が必要となる場合がある検査項目について資料をお付けしますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

問合せ先

那覇市教育委員会

学校教育課 教育企画グループ

担当：島袋

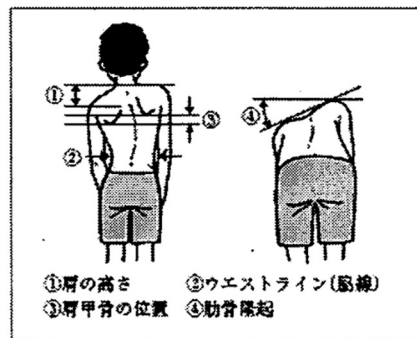
電話：098-917-3506

「児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備の考え方について（通知）」
 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より抜粋

(参考) 特に留意が必要な検査項目について

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、背中や腰を触診する場合があります。



脊柱に関する検査例
 (「児童生徒等の健康診断マニュアル」より)

② 胸郭の疾病及び異常の有無

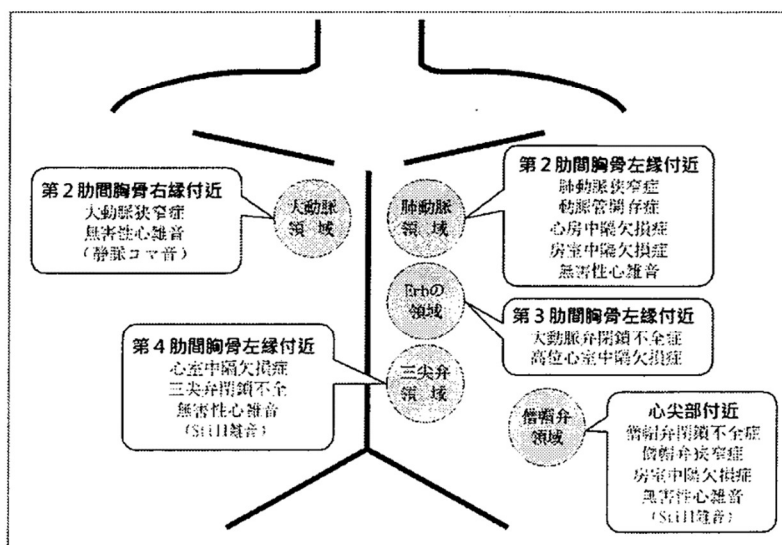
保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸部の疾病及び異常の有無を確認する際に、正確な判断を行うため、視診し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合があります。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫（みずいぼ）や伝染性膿痂疹（とびひ）、アトピー性皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認する際に、皮膚の状態を視診し、必要に応じて、触診する場合があります。なお、特に外傷の疑いがある場合などは、臀部や腹部を視診する場合があります。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認する際に、下着等の上からでは心臓の音が聞こえづらいため、右図の場所の肌に聴診器を当て聴診する。



聴診器を当てる場所の例